

時間外労働
休日労働に関する協定届

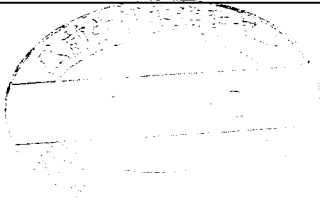
労働保号	02102020111000				
	都道府県	所轄	管轄	基幹番号	支番号
被一括事業場番号					
法人番号	1420005004390				

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 介護老人保健施設 平成の家		(〒 036 — 8381) 青森県弘前市独狐石田121-1 (電話番号：0172-95-3981)				令和7年4月1日から1年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	令和7年4月1日
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	利用者の急変、搬送、急な離職等による人員不足	看護・介護	84人	8時間	7時間		45時間		360時間	
		来所対応、伝票・書類作成等	事務	4人	8時間	7時間		45時間		360時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		
	利用者の急変、搬送、急な離職等による人員不足		看護・介護	84人			1か月4日		9:00～18:00(休憩60分)		
	来所対応、伝票・書類作成等		事務	人			1か月4日		9:00～18:00(休憩60分)		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒

(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
利用者の急変、搬送、急な離職等による人員不足	看護・介護	84人			6回	90時間		60時間以下25% 60時間超50%	720時間	25%
来所対応、伝票・書類作成等	事務	4人			6回	90時間		60時間以下25% 60時間超50%	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		使用者の通告により								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)							
		⑨	産業医等による助言・指導や保健指導							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒										
(チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 令和7年 3月 31日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 看護
氏名 工藤 樹理



協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 挙手・投票・話し合い・その他（ ） ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和7年 3月 31日

使用者 職名 理事長
氏名 蒔苗 俊二



弘前 労働基準監督署長殿